公益信託遠藤記念三多摩自然環境保全基金第三十五期決算公告

一、事業概要

今期は七団体に対し合計二十万円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十八年十二月三十一日現在）

資産合計　六、一六四、八六〇円

負債合計　六、一六四、八六〇円

正味信託財産　〇円

平成二十九年三月二十四日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託遠藤記念三多摩自然環境保全基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道松前郡福山町大字白川町一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西澤駒次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

北海道檜山郡江差町字中歌町一九九―五

相続財産管理人　米山　清貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市大新町二番地二、最後の住所岩手県盛岡市大新町二〇番九号

被相続人　亡　吉田　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

岩手県盛岡市愛宕町一二番一九号　高橋法律事務所　相続財産管理人　天間　正継

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区小田原六丁目一二三番地、最後の住所仙台市青葉区芋沢字青野木五二〇番地ますみ学園　被相続人　亡　福嶌　智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

事務所仙台市青葉区大町一丁目二番一号　ライオンビル五階　広瀬川総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大張　慎悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市富田町字担ノ腰一八番地一三、最後の住所福島県郡山市富田町字担ノ腰一八番地の一三　被相続人　亡　伊東　静江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

福島県須賀川市東町六二番一一正五ビル　細川卓也法律事務所　相続財産管理人　弁護士　細川　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市小高二六八番地一、最後の住所茨城県小美玉市下吉影二四三七番地一〇九　被相続人　亡　柗沢　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

事務所茨城県潮来市曲松二八〇八番地一〇　相続財産管理人　司法書士　茂木　誠治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市倉賀野町八五一番地四、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　森岡　隆史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

事務所群馬県高崎市片岡町一―一―七リバーサイドビル三階　相続財産管理人　弁護士　釆女　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区代官山町一〇番地、最後の住所千葉県香取市玉造一八九番地一　被相続人　亡　小宮　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

事務所千葉市中央区中央三―一八―三千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス　相続財産管理人　弁護士　菅野　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区弥生町一丁目一〇番地、最後の住所東京都世田谷区下馬一丁目二八番五―七〇一号　被相続人　亡　加藤　敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

東京都千代田区神田神保町二丁目二一番一〇号高野ビル二階名古屋綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区志波町二六番地、最後の住所東京都大田区大森東四丁目二四番五号パールハイム二〇五　被相続人　亡　中鉢　重伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

東京都新宿区四谷一丁目二番地五ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル四階山崎総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北代八重子（登録姓　石田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区目黒本町六丁目二四八番地、最後の住所東京都目黒区目黒本町六丁目二二番七号　被相続人　亡　江村　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

東京都千代田区神田淡路町一―三―一トーハン淡路町ビル九〇一やまうえ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山上　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋二丁目一〇二三番地、最後の住所東京都豊島区長崎四丁目二三番一号特別養護老人ホームアトリエ村　被相続人　亡　安部四女野

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十四日

事務所東京都新宿区新宿一―一五―九さわだビル五階東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古田　典子

第129期決算公告

平成29年3月24日

愛媛県伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1126番地7

伊予商運株式会社

代表取締役　岡田　康

貸借対照表の要旨　（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,482,029	流動負債	1,170,751
固定資産	2,576,394	固定負債	1,764,225
有形固定資産	2,286,277	**負債合計**	**2,934,976**
無形固定資産	16,626	株主資本	1,123,446
投資その他の資産	273,490	資本金	130,000
		資本剰余金	203
		資本準備金	203
		利益剰余金	993,243
		利益準備金	32,296
		その他利益剰余金	960,946
		（うち当期純利益）	（124,266）
		純資産合計	**1,123,446**
資産合計	**4,058,423**	**負債・純資産合計**	**4,058,423**